

## 5 市町の優遇制度①（奨励金・補助金・融資等）

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
下 関 市	下関市企業立地促進条例 (H29.6改正)	<p><b>○事業所設置奨励金</b> 設置に係る投下固定資産総額 (土地・家屋・償却資産の取得及び賃借。新設・増設・更新・移転の場合。)</p> <p>①製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業 …5億円以上(中小企業3千万円以上)</p> <p>②植物工場、データセンター、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、医療に付帯するサービス業、その他の保健衛生 …1億円以上 (中小企業については、3千万円以上、又は1千万円以上3千万円未満でかつ新規雇用者が3人以上)</p> <p>※賃借について、土地及び家屋においては契約期間が5年以上の賃借契約。また償却資産においては契約期間が3年以上のファイナンス・リース契約によるもの。 ※土地は操業開始日前3年以内に取得又は賃借しているものに限る。</p> <p><b>○雇用奨励金（事業所設置）</b> ①事業所の操業等開始日前1年から操業開始日後6月までの間に雇用 ②下関市に居住する者 ③操業開始日後の雇用期間が1年以上である、常時使用する従業員 <u>※事業所設置奨励金の交付対象であること</u></p> <hr/> <p><b>○回線通信料等奨励金</b> 取得及び賃借に要する費用 1 事業 …情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター、バックオフィス ※コールセンターには、インハウス型を含みます。 2 雇用人数 …10人以上 ※市内で5年以上操業すること</p> <p><b>○雇用奨励金（回線通信料等）</b> ①事業所の操業開始日前1年から操業開始日後2年までの間に雇用 ※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付する。 ②下関市に居住する者 ③操業開始日後の雇用期間が1年以上である、常時使用する従業員 <u>※回線通信料等奨励金の交付対象であること</u></p>	<p><b>○事業所設置奨励金</b> ◇固定資産税に相当する金額 ※ただし、土地は家屋の1階床面積を60/100で除した面積を敷地面積で除して得た割合 ※年1億円限度、3年間</p> <p><b>○雇用奨励金（事業所設置）</b> ◇新規雇用常用従業員 …正社員1人につき50万円 非正社員1人につき15万円 ※1回限り、100人限度</p> <hr/> <p><b>○回線通信等奨励金</b> ◇各月の回線通信料及び賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額 ◇操業開始日から3年間 ※年2,000万円限度</p> <p><b>○雇用奨励金（回線通信料等）</b> ◇新規雇用常用従業員 山口県の補助金の交付を受けるとき、 …正社員1人につき65万円 非正社員1人につき30万円 ※3年間300人限度 上記以外のとき、 …正社員1人につき50万円 非正社員1人につき15万円 ※3年間300人限度</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
下 関 市	下関市企業投資促進補助金交付要綱 (H29.4改正)	<b>○企業投資促進補助金</b> 設置に係る投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産の取得。新設・増設の場合。) ・対象業種は、上記「下関市企業立地促進条例」に同じ。 ・投下固定資産総額 中小企業者 5,000万円以上(過疎地域) 2億円以上(過疎地域以外) 中小企業者以外 2億5千万円以上(過疎地域) 10億円以上(過疎地域以外) ・新規雇用従業員数 中小企業者 3人以上(過疎地域) (過疎地域居住者は2人以上) 5人以上(過疎地域以外) 中小企業者以外 6人以上(過疎地域) (過疎地域居住者は4人以上) 10人以上(過疎地域以外)	<b>○企業投資促進補助金</b> 企業投資促進補助金 ◇投下固定資産総額の5% ※2億円限度(年1億円限度)
	下関市工場立地促進資金融資要綱 (H17.2.13)	<b>○工場立地促進資金融資</b> 次の工業用地等に工場を設置しようとする製造業者 ①下関市の工場適地 ②下関市の工業地域及び工業専用地域 ③特に市長が指定する用地	<b>○工場立地促進資金融資</b> ◇融資対象 ①工業用地の取得費用 ②機械設備及び構築物の設置を含む工場建物の建設費用 ◇融資条件 ①限度額 …2億円 (融資対象費用の80%以内) ②利 率 …年2.1%(期間5年以内) …年2.3%(期間5年を超える場合) ③期 間 …10年(うち措置2年) ④償還方法 …分割又は一括 ⑤担保及び保証人 …取扱金融機関所定の方法
宇 部 市 (1/5)	宇部市事業所設置奨励条例 (H17.7.1)	<b>○宇部テクノパーク</b> 1 対象業種 ①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧サービス業(他に分類されないもの) 2 対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転) 3 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)	<b>○設置奨励金</b> ◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税についてその基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし <b>○雇用奨励金</b> ◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人(中小企業200人) <b>○用地取得奨励金</b> ◇3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合には、取得金額に、面積に応じた補助率を乗じた額を交付 …一律80%を交付 (※山口県の補助も含む)

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (1/5)	宇部市事業所 設置奨励条例 (H17.7.1)	<p>○宇部新都市(テクノセンター用地に限る)</p> <p>1 対象業種</p> <p>①製造業 ②情報通信業 ③郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦教育、学習支援業 ⑧医療、福祉 ⑨サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p>	<p>○従業員住宅新設奨励金</p> <p>◇操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 …上限なし</p> <p>○事業奨励金 (宇部市イノベーション大賞)</p> <p>◇高度技術産業、環境医療産業、その他の分野の革新的な事業を実施する事業者から事業計画を募集し、審査により認定するとともに、奨励金(最高1億2,000万円)を交付</p> <p>①事業設置に係る固定資産の取得に要する経費(家屋・償却資産の計)×20%(上限5,000万円) ②雇用奨励金(上限5,000万円) ・通常の雇用奨励金との重複は不可 ③地域貢献1件あたり500万円(上限2,000万円)</p> <p>○設置奨励金</p> <p>◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税についてその基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人(中小企業200人)</p> <p>○用地取得奨励金</p> <p>◇3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合には、取得金額に、面積に応じた補助率を乗じた額を交付 …一律80%を交付 (※山口県の補助も含む)</p> <p>○従業員住宅新設奨励金</p> <p>◇操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 …上限なし</p> <p>○事業奨励金 (宇部市イノベーション大賞)</p> <p>◇高度技術産業、環境医療産業、その他の分野の革新的な事業を実施する事業者から事業計画を募集し、審査により認定するとともに、奨励金(最高1億2,000万円)を交付</p> <p>①事業設置に係る固定資産の取得に要する経費(家屋・償却資産の計)×20%(上限5,000万円)</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (1/5)	宇部市事業所 設置奨励条例 (H17.7.1)	<p>○宇部臨空頭脳パーク</p> <p>1 対象業種</p> <p>①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業 ③情報通信業 ④郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧教育、学習支援業 ⑨医療、福祉 ⑩サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設) ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3 投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p>	<p>②雇用奨励金(上限5,000万円) ・通常の雇用奨励金との重複は不可 ③地域貢献1件あたり500万円(上限2,000万円)</p> <p>○設置奨励金 ◇事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税についてその基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 …上限なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 …20万円/人 限度500人(中小企業200人)</p> <p>○用地取得奨励金 ◇3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に取得金額に、面積に応じた補助率を乗じた額を交付 &lt;補助率&gt; 2,000㎡以上 :一律10%</p> <p>○従業員住宅新設奨励金 ◇操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 …上限なし</p> <p>○事業奨励金 (宇部市イノベーション大賞) ◇高度技術産業、環境医療産業、その他の分野の革新的な事業を実施する事業者から事業計画を募集し、審査により認定するとともに、奨励金(最高1億2,000万円)を交付 ①事業設置に係る固定資産の取得に要する経費(家屋・償却資産の計)×20%(上限5,000万円) ②雇用奨励金(上限5,000万円) ・通常の雇用奨励金との重複は不可 ③地域貢献1件あたり500万円(上限2,000万円)</p>
宇部市 (2/5)	宇部市事業所 設置資金融資 要綱 (H17.7.1)	<p>▽事業所設置資金融資</p> <p>1 対象地域</p> <p>①宇部テクノパーク ②宇部臨空頭脳パーク ③宇部新都市(テクノセンター用地に限る)</p> <p>2 対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が対象地域に事業所を新設する場合(新設) ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ対象地域に事業所を新設する場合(増設)</p>	<p>▽事業所設置資金融資</p> <p>◇事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用 ※土地取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手すること</p> <p>①融資限度額 …1億円 ②融資利率 …年1.9% ③融資期間 …12年(うち据置期間2年) ④償還方法 …原則、月賦償還</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (2/5)	宇部市事業所 設置資金融資 要綱 (H17.7.1)	<p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して対象地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3 市税の滞納がない者及び銀行取引停止処分を受けていない者</p>	<p>⑤担保及び保証人 …取扱金融機関所定の方法</p> <p>⑥取扱金融機関 …山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、商工組合中央金庫</p>
宇部市 (3/5)	宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付要綱 (H28.4.1改正)	<p><b>○情報・通信産業等立地促進補助金</b></p> <p>1 対象地域 全市域</p> <p>2 対象業種 ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業、自然科学研究所、デジタルコンテンツ業、事務処理サービス事業</p> <p>3 対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が、新たに市内に事務所を設置する場合(新設) ②市内の住民を5人以上常時使用する従業員として新規雇用した場合</p>	<p><b>○情報・通信産業等立地促進補助金</b></p> <p>◇通信回線使用料及び賃借料に係る経費 通信回線使用料及び賃借料の1/2以内 …上限2,000万円</p> <p>◇新規雇用従業員に要する経費 市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合 …30万円/人 上限3,000万円</p> <p>※補助対象期間 操業開始後3年</p>
宇部市 (4/5)	宇部市まちなかオフィス等立地促進補助金交付要綱 (H28.4.1)	<p><b>○まちなかオフィス等立地促進補助金</b></p> <p>1 対象地域 中心市街地、中央町地区</p> <p>2 対象業種 建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>3 対象者 ①市外事業者が中心市街地にある物件を賃借してオフィス等を開設する場合(新設) ②3年以上の事業活動実績があること ③常用雇用する従業員数が2名以上であること (うち、1名以上は市内の住民を新規雇用)</p>	<p><b>○設置奨励補助金(家賃補助)</b></p> <p>◇オフィス等の賃借料の1/2以内を3年間交付 …上限 中心市街地(60万円/年) 中央町地区(120万円/年)</p> <p><b>○雇用奨励補助金</b></p> <p>◇市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合 (開設1年目に1回のみ) …20万円/人 上限 中心市街地(100万円) 中央町地区(200万円)</p> <p><b>○特別奨励補助金</b></p> <p>◇開設日から3年を経過した時点で、市内の住民を5人以上常用雇用し、以下の1つ以上を満たす場合に設備投資額の合計額の1/2以内を交付 (開設から3年経過後に1回のみ)</p> <p>①開設日から3年以内に、本社を宇部市に移転 ②開設日から3年を経過した時点で、1年以上継続して10人以上を常用雇用 (市内の住民) ③開設日から3年を経過した時点で、当該事業者が行う革新的な事業に対して全国レベルの表彰など高い評価を受けている。 …上限 中心市街地(500万円) 中央町地区(1,000万円)</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
宇部市 (5/5)	宇部市ICT 企業立地促進 補助金交付要 綱 (H29.5.1)	<b>○ICT企業立地促進補助金</b> <b>1 対象地域</b> 全市域 <b>2 対象業種</b> ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット付随サービス業 ④その他市長が特に適当と認める業種 <b>3 対象者</b> 以下の要件を全て満たす者 ①市外事業者が、ICT(情報通信技術)を駆使してシステム 開発やシステムの運用管理等を行う事業所を市内に開設 する場合(新設) ②法人等としてすでに3年以上の事業活動実績があること ③事業所の従業員のうち、ICT技術者を2名以上配置するこ と(うち、1名以上は本市に住所を有する者を開設日前後9 0日以内に新規に常時雇用すること) ④国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の補助金 等の交付を受ける事業でないこと ⑤風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗 教的施設として活用する事業でないこと ⑥市税の滞納がないこと	<b>○ICT企業立地促進補助金</b> ◇対象経費 新規雇用したICT技術者に対する研修 費用に要した額を補助 ・研修期間中の人件費、外部講師の 謝金・旅費、外部研修受講料、研修委 託料、会場等使用料 など ◇補助率及び補助金額 雇用保険の被保険者資格のあるICT技 術者を新規に雇用した場合、補助対象 経費の合計額の2/3以内で1人当たり 限度額50万円を補助
山口市 (1/4)	山口市企業立 地促進条例 (H28.3.17改正)	<b>○各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件</b> <b>1 山口テクノパークに立地するもの(規則第7条)</b> ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上 ②情報サービス業、学術・研究開発機関 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 <b>2 山口テクノ第2団地・山口物流産業団地・鑄銭司団地に 立地するもの(規則第7条)</b> ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上 ②情報サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、 倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品 卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸 売業、その他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業 、スポーツ娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く) …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 <b>3 新山口駅南口市有地(規則第7条)</b> ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上 ②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究 開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、織 維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金 属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、 物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ娯楽用品賃 貸業、その他の物品賃貸業を除く) …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 <b>4 小郡インター流通団地及びその他全市域(規則第7条)</b> ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上	<b>○立地奨励金</b> ◇固定資産税相当額を3年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上 の場合は5年間) ◇限度額なし <b>○雇用奨励金</b> ◇設置された事業所の新規雇用従業員 で、当該事業所の事業を開始した日の 前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の 日から引き続き1年以上勤務している山 口市の住民のうち常用従業員1人につき 40万円(新規学卒者の場合50万円)、当 該事業所の事業を開始した日の前2年又 は後1年の間に雇用し、雇用の日から引 き続き1年以上勤務している山口市の住 民のうち短時間従業員1人につき15万円 ◇限度額なし <b>○基盤整備奨励金</b> ◇事業を開始した日の前後それぞれ 6ヶ月の間に規則で定める基盤整備 に要した費用の1/2 ◇限度額2,000万円

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
山口市 (1/4)	山口市企業立地促進条例 (H28.3.17改正)	<p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く)、耕種農業のうち植物工場          …投下固定資産総額 5千万円以上          …常時勤務する従業者数 5人以上</p> <p><b>○重点立地促進分野(規則第3条)</b></p> <p>1 対象地域 全市域</p> <p>2 対象業種 成長が見込まれる産業分野のうち、地域経済の活性化への寄与及び市内事業者の技術又は地域資源の活用が期待できるもので、規則で定めるもの          ◇ 次世代自動車          ◇ 次世代住宅          ◇ 健康・食品          ◇ 医薬品・医療機器</p> <p>3 規模要件 上記「各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件」1～4に準ずる</p> <p>※但し、研究開発施設の場合          …投下固定資産総額 1千万円以上          …常時勤務する従業者数 3人以上(うち1人は研究者であることが必須)</p>	<p><b>○立地奨励金</b>          ◇固定資産税相当額を5年間交付(投下固定資産総額が10億円以上の場合7年間)          ◇限度額なし</p> <p><b>○雇用奨励金</b>          ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円          ◇研究開発施設に従事する研究者1人につき100万円          ◇限度額なし</p> <p><b>○基盤整備奨励金</b>          ◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規則で定める基盤整備に要した費用の1/2          ◇限度額2,000万円</p>
山口市 (2/4)	山口市企業立地促進条例 (H28.3.17改正)	<p><b>○企業用地取得補助金</b>          対象区域          山口テクノパーク、山口テクノ第2団地、鑄銭司団地、山口物流産業団地          ①立地奨励金等の要件に同じ          ②土地の取得後2年以内に事業所の建設に着手する、又は3年以内に事業を開始すること          ③1回に取得する土地の面積が2,000㎡以上であること</p>	<p><b>○企業用地取得補助金</b>          ◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に40/100を乗じて得た額          ◇限度額なし</p>
山口市 (3/4)	山口市企業立地促進条例 (H28.3.17改正)	<p><b>○情報関連産業(コールセンター等)向け補助金要件</b></p> <p>1 対象地域(規則第6条第3項) 全市域</p> <p>2 対象業種(規則第7条) ソフトウェア業、自然科学研究所、情報処理サービス業、情報提供サービス業(他の業種でこれに準ずる情報通信業務を行う部門を含む)、コールセンター業</p> <p>3 規模要件          …投下固定資産総額 なし          …新規雇用従業員数 10人以上</p> <p>※立地、雇用及び基盤整備奨励金並びに企業用地取得補助金と、情報関連産業等支援補助金及び情報関連産業等雇用促進補助金とを重複して交付することはできない。</p>	<p><b>○情報関連産業等支援補助金</b>          ◇操業開始から3年間における回線通信料・事務所賃借料・研修費の1/2の額          ◇限度額 2千万円/年(6千万円/3年)          ◇投下固定資産総額3千万円以上、新規雇用従業員数30人以上の場合は、限度額5千万円/年(1億5千万円/3年)</p> <p><b>○情報関連産業等雇用促進補助金</b>          ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内容
山口市 (3/4)	山口市企業立地促進条例 (H28.3.17改正)		雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき30万円 ◇限度額なし
山口市 (4/4)	山口市企業立地促進条例 (H28.3.17改正)	<p><b>○本社機能等の移転・拡充を行う事業者向け補助金要件</b></p> <p>「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた事業者</p> <p><b>【県の認定要件】</b></p> <p>① 投資額 なし(特定業務施設の整備は必要)</p> <p>② 従業員数 10人以上(中小企業は5人以上)増加</p> <p>③ 対象業種 全業種(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する業種を除く)</p> <p>④ 対象地域 地方活力向上地域</p> <p>※移転型の場合、増加させる従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であることが必要。</p>	<p><b>○立地奨励金</b></p> <p>◇固定資産税相当額を3年間交付(投下固定資産総額が10億円以上の場合5年間)</p> <p>◇限度額なし</p> <p><b>○固定資産税の不均一課税【移転型】</b></p> <p>◇設備取得価額が3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)の場合、1年目0.01%(99%軽減)、2年目0.35%(75%軽減)、3年目0.7%(50%軽減)</p> <p><b>【拡充型】</b></p> <p>◇設備取得価額が3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)の場合、1年目0.01%(99%軽減)、2年目0.46%(2/3軽減)、3年目0.93%(1/3軽減)</p> <p><b>○雇用奨励金</b></p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇限度額なし</p>
萩市	萩市製造の事業雇用奨励金交付要綱 (H18.7.7)	<p><b>○雇用奨励金</b></p> <p>①新設又は増設の製造業</p> <p>②操業開始後経済活動5年以上</p> <p>③操業開始時新規雇用従業員10人以上</p> <p>④減価償却資産の取得価額2,700万円超</p> <p>⑤市税等を完納していること</p> <p>※新規雇用従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者</li> <li>・雇用保険法の被保険者になっているもの。</li> </ul>	<b>○雇用奨励金</b> ◇新規雇用従業員1人につき20万円 ※30人を限度
	萩市企業立地促進奨励金交付要綱 (H20.6.1)	<p><b>○企業立地促進奨励金</b></p> <p>①新設又は増設の製造業</p> <p>②建物及び事業用設備に係る固定資産投資額が1億円以上であること</p> <p>③用地取得の日から3年以内に操業開始すること</p> <p>④操業開始時新規雇用従業員5人以上であること</p> <p>⑤市税等を完納していること</p> <p>※新規雇用従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者</li> <li>・雇用保険法の被保険者になっている者</li> </ul>	<b>○企業立地促進奨励金</b> ◇建物及び事業用設備に係る固定資産投資額に100分の5を乗じて得た額 ◇限度額 1億円



市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
防 府 市 (1/2)	防府市工場等 設置奨励条例 (H28.4.1改正)	<b>○工場等設置奨励金・雇用奨励金・用地取得奨励金</b> ①準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等の許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等の新設・増設・移転する製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業者 ②投下固定資産総額 …3億円以上 (中小企業者は5,000万円以上) ③新規雇用(新設・増設の場合) …5人以上 (中小企業者は2人以上) ※移転の場合は、操業開始時に常勤従業員が10人以上(中小企業者は5人以上)	<b>○工場等設置奨励金</b> 固定資産税相当額 (3年度間) ◇限度額なし <b>○雇用奨励金</b> ◇雇用奨励金の対象となる常勤従業員1人につき40万円(常勤従業員が新卒者に該当する場合は50万円) <b>○用地取得奨励金</b> ◇事業用地購入費用(大企業3,000㎡以上、中小企業1,000㎡以上)と造成費の合計の30%相当額 ◇限度額 2億円
防 府 市 (2/2)	防府市事業所等設置奨励条例 (H28.4.1改正)	<b>○事業所等設置奨励金・雇用奨励金</b> ①商業地域に事業所を新設・増設・移転する事業者 ②投下固定資産総額 …1億円以上 (中小企業者は2,000万円以上) ③新規雇用 …5人以上 (中小企業者は2人以上)	<b>○事業所等設置奨励金</b> ◇新設・増設…固定資産税相当額(3年間) ◇移転… 〃 の50%(3年間) ※いずれも3年度間の合計額は1億円を限度 <b>○雇用奨励金</b> ◇雇用奨励金の対象となる常勤従業員1人につき40万円(常勤従業員が新卒者に該当する場合は50万円)
	防府市工場等設置資金融資規則 (H28.4.1改正)	<b>▽工場等設置資金融資</b> 防府市工場等設置奨励条例第8条第2項に規定する指定事業者で、 ①税を滞納していない者 ②銀行取引停止処分を受けていない者	<b>▽工場設置資金融資</b> ◇融資条件 ①限度額 …3億円 ②利率 …年6.3%以内 ③期間…15年(据置2年)以内 ④償還方法 …原則、月賦償還 ⑤担保及び保証人 …取扱金融機関所定の方法 ◇融資対象費用 投下固定資産総額の2/3以内
下 松 市	下松市工場誘致奨励条例 (H14.12.20)	<b>○工場設置奨励金・雇用奨励金</b> 製造業で、次のいずれにも該当すること ①投下固定資産総額 …大企業 2億円以上 …中小企業 3,000万円以上 ②常時雇用従業員数 …大企業 20人以上 …中小企業 7人以上	<b>○工場設置奨励金</b> ◇固定資産税のうち、家屋と償却資産に係る税相当額を3年間 ◇限度額1億円 <b>○雇用奨励金</b> ◇新規雇用の市民1人につき20万円 ◇限度額2千万円
岩 国 市 (1/4)	岩国市企業誘致等促進条例 (H26.4改正)	<b>○事業所設置奨励金</b> 1 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業 …投下固定資産の取得価格の総額 5億円以上(中小企業 2,000万円以上) …増加常用従業員 10人以上(中小企業 5人以上) 2 情報通信業、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業、教育・学習支援業、サービス業、業種にかかわらず生産・販売・役務提供等を直接行わない本社・支社等 …投下固定資産の取得価格の総額 1億円以上(中小企業 2,000万円以上) …増加常用従業員 5人以上(中小企業 2人以上)	<b>○事業所設置奨励金</b> ◇固定資産税相当分及び都市計画税相当分を3年度間 ※限度額 各年度1.5億円 ◇店舗等賃借料分 ・岩国空港に関連する事業所を借りるもの ①空港関連事業者 …事務所及び事務機器の月額賃料の1/2を3年間 …各年度150万円を限度

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
岩国市 (1/4)	岩国市企業誘致等促進条例 (H26.4改正)	<p>※投下固定資産の取得価格の総額、増加常用従業員について、新規創業者は、要件を免除</p> <p>3 岩国空港に関連する事業所 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、航空運輸業、その他市長が適当と認める業種 …投下固定資産の取得価格の総額 3億円以上(中小企業 1,000万円以上) …増加常用従業員 5人以上 (中小企業 3人以上)</p> <p>※投下固定資産の取得価格の総額、増加常用従業員について、岩国空港の開港に関連し事業所を借りる場合は免除</p>	
岩国市 (2/4)	岩国市企業誘致等促進条例 (H25.4.1改正)	<p><b>○雇用奨励金</b></p> <p>1 事業開始日の前後それぞれ1年間のうちに雇用した常用従業員であること 2 雇用期間が1年以上継続しており、現に就労していること 3 岩国市に1年以上継続して住所を有しており、現に居住していること 4 指定事業者(法人の場合にあつては、当該法人の代表者)の親族等でないこと</p>	<p><b>○雇用奨励金</b></p> <p>◇事業所の設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき30万円 新卒者(卒業後3年間)を雇用した場合1人につき40万円 障害者を雇用した場合は10万円加算し、3年間交付 ◇200人を限度</p>
岩国市 (3/4)	岩国市中心市街地空き店舗活用促進条例 (H27.3.24)	<p><b>○空き店舗活用奨励金</b></p> <p>1 中心市街地内の空き店舗を活用して、新たに出店したもの 2 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など 3 不特定多数の者が利用することができ、それらの者に対し、直接的に商品やサービスを提供する店舗であること 4 一般市民が等しくそのにぎわい・利便性を享受できる店舗であること 5 昼間のにぎわいを創出する店舗であること</p>	<p><b>○空き店舗活用奨励金</b></p> <p>◇家賃の半額を3年間補助(1年当たりの上限額100万円)</p>
岩国市 (4/4)	岩国市まちなか商店リニューアル助成条例 (H27.3.24)	<p><b>○まちなか商店リニューアル助成金</b></p> <p>1 中心市街地内の店舗において集客力を向上させるため、商店の改装等をした場合に費用の一部を助成する(新規出店者も対象となる) 2 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など 3 不特定多数の者が利用することができ、それらの者に対し、直接的に商品やサービスを提供する店舗であること 4 一般市民が等しくそのにぎわい・利便性を享受できる店舗であること 5 昼間のにぎわいを創出する店舗であること</p>	<p><b>○まちなか商店リニューアル助成金</b></p> <p>◇集客力向上のための店舗の改装等をする費用の2分の1を補助(上限額100万円)</p>
光市	光市事業所設置奨励条例 (H19.3.29)	<p><b>○事業所設置奨励金</b></p> <p>①製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 ②投下固定資産総額 2億円以上(中小企業者2,000万円以上・小規模企業者1,000万円以上)</p> <p><b>○雇用奨励金</b></p> <p>事業所設置奨励金該当者で、かつ新規に常用従業員を10人以上雇用(中小企業者3人以上・小規模企業者1人以上)</p>	<p><b>○事業所設置奨励金</b></p> <p>◇新設、増設または移設した事業について、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間各年度の固定資産税に相当する額</p> <p><b>○雇用奨励金</b></p> <p>◇事業を開始した日の属する年度の4月1日から事業を開始した日以後3年を経過する日までに新規常用</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内容
光市	光市事業所設置奨励条例 (H19.3.29)		従業員として雇用を開始した市内居居住者1人につき、20万円(対象者が高校の新卒者であるときは、30万円)。この場合において、対象者は1年以上継続して雇用しなければならないものとし、奨励措置は対象者1人につき1回限り。
長門市	長門市地域雇用創出事業補助金交付要綱 (H27.10改正)	<p><b>○雇用補助金</b> 市内の新設または既存の事業所で、次のいずれにも該当すること</p> <p><b>【常用雇用型】</b></p> <p>①平成27年4月1日以降に、新たに常用労働者を雇い入れ、18箇月以上継続して雇用すること</p> <p>②雇用保険及び社会保険に加入していること</p> <p>③対象労働者を雇用後、18箇月は常用労働者数が減少しないこと</p> <p>④市税(料)の滞納がないこと</p> <p>※対象となる新規雇用常用労働者 ・雇い入れられた日現在における満年齢が50歳未満の者</p> <p><b>【緊急雇用型】</b></p> <p>①従業員50人以上の企業倒産に伴い離職した者を雇用すること</p> <p>②倒産の日から6箇月以内に新たに雇い入れ、6箇月以上継続して雇用すること</p> <p>③1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>④雇用保険及び社会保険に加入していること</p> <p>※対象となる新規雇用常用労働者 ・離職の日現在における満年齢が60歳未満の者</p>	<p><b>○雇用補助金</b> <b>【常用雇用型】</b></p> <p>◇新規雇用常用労働者1人につき、30万円(雇い入れた日の属する月から18箇月の間雇用が継続された場合に限る)ただし、30歳未満の雇用の場合は1人につき40万円</p> <p>◇100人を限度</p> <p><b>【緊急雇用型】</b></p> <p>◇新規雇用常用労働者1人につき、雇用後6箇月間に支払った賃金の1/2以内(限度額30万円)</p> <p>◇10人を限度</p> <p>※【常用雇用型】と【緊急雇用型】の併用可</p>
	長門市企業立地促進条例 (H27.9)	<p><b>○事業所設置奨励金</b> 市内において新增設を行なう事業所で、次のいずれにも該当すること</p> <p>①投下固定資産総額が1億円(中小企業者にあつては5,000万円、市内中小企業者にあつては3,000万円)以上であること</p> <p>②新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が5人(中小企業者にあつては3人)以上であること</p> <p>③市税(料)の滞納がないこと</p> <p><b>【対象となる業種】</b> 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、旅館・ホテル業、コールセンター業</p>	<p><b>○事業所設置奨励金</b></p> <p>◇投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち、規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額</p> <p>◇事業所の事業開始日以降最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から3年間</p> <p>◇ただし、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の規定による固定資産税の課税免除を受けることが出来る場合にあつては、固定資産税課税免除の最終年度の翌年度から3年度間の期間</p> <p>◇3年度間の奨励金の合計額が1億円を超えるときは1億円を限度とする</p> <p>◇事業に関連する施設とは、事務所、倉庫、及び従業員寮をいう</p>
柳井市	柳井市企業立地促進条例 (H17.2.21)	<p><b>○事業所設置奨励金・雇用奨励金</b></p> <p>1 特定事業所 (第1)</p> <p>①製造業</p> <p>②旅館業(下宿業を除く)</p> <p>③情報サービス業等(有線放送業、ソフトウェア業、情報処理提供サービス業又はインターネット付随サービス業に属する事業)</p> <p>④農林水産物等販売業(市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に当該半島振</p>	<p><b>○事業所設置奨励金</b> (第1)</p> <p>◇投下資産に係る固定資産税に相当する額</p> <p>※半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の適用が受けられる場合は、同条例による申請をしていること</p> <p>また、不均一課税による課税免額を控除した額を上限とする (第2)</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内容
柳井市	柳井市企業立地促進条例 (H17.2.21)	<p>興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業)</p> <p>(第2)</p> <p>①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」</p> <p>②卸売業、小売業</p> <p>③教育、学習支援業のうち「高等学校、中等教育学校、高等教育機関、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校」</p> <p>④学術研究、専門・技術サービス</p> <p>2 事業所の設置 (第1、第2共通)</p> <p>①市外企業が市内へ事業所を新設すること</p> <p>②市内企業が事業規模の拡大・業種展開を目的に事業所を新増設すること</p> <p>③(第2)での指定は、市内に本社(個人にあつては、本市に住所を有する者)を有するものに限る。</p> <p>3 投下固定資産額 (第1、第2共通)</p> <p>総額1億円(中小企業5千万円)以上、かつ建物及び償却資産の合計5千万円(中小企業2千万円)以上</p>	<p>◇投下固定資産総額の100分の5</p> <p>◇4,000万円を超えるときは、翌年度以降分割して交付する。</p> <p>○雇用奨励金 (第1、第2共通)</p> <p>◇市内在住の新規雇用者1人につき40万円(新卒者は50万円)を交付(1回のみ)</p> <p>※雇用開始日が事業開始日前後1年であること</p> <p>※雇用開始日から継続して1年以上雇用されていること</p> <p>◇人数上限なし</p> <p>○用地取得奨励金 (第1、第2共通)</p> <p>◇用地購入費用(平成29年7月1日以前に取得した大企業3,000㎡以上、中小企業1,000㎡以上の土地)と造成費等の合計の30%相当額</p> <p>◇上限額なし</p>
美祢市	美祢市企業立地奨励条例 (H25.6.28改正)	<p>○雇用奨励金</p> <p>1 特定事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化・多角化等に寄与すると認められる事業</p> <p>2 事業所の設置</p> <p>①市内に事業所を有しない者が市内に事業所を新設、又は移設する場合</p> <p>②市内に事業所を有する者が市内に事業所を新設、増設又は移設する場合</p> <p>3 投下固定資産総額 5億円以上(中小企業者5,000万円以上(市内中小企業者3,000万円以上))</p> <p>4 新規雇用者(市外事業所からの配置転換者を含む) 15人以上(中小企業者5人以上(市内中小企業者3人以上))</p> <p>5 その他 市税を完納していること</p>	<p>○雇用奨励金</p> <p>◇市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円</p> <p>◇500人を限度(中小企業者300人)</p> <p>※操業開始日等の日から起算して3年を経過した日の前日までの間に1年以上雇用した者であること</p>
周南市 (1/3)	周南市企業立地促進条例 (H26.4.1)	<p>○事業所等設置奨励金・雇用奨励金・研究者集積奨励金</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)重点立地促進事業</p> <p>①製造業における研究開発事業</p> <p>②水素関連事業</p> <p>③医療関連事業</p> <p>④環境エネルギー関連事業</p> <p>2 新設、増設、更新の内容</p> <p>(1)新設:市外企業の新規立地 など</p> <p>(2)増設:市内企業の設備、装置等の拡張 など</p> <p>(3)更新:市内企業の設備、装置等の更新 など</p> <p>※「新設」の場合、新規雇用者が10人以上(中小企業の場合は3人以上)であることが条件</p>	<p>○事業所等設置奨励金</p> <p>新設、増設等に係る固定資産税相当額を、以下のとおり交付</p> <p>◇大企業 1/2相当額を2年間 (限度額:総額3億円)</p> <p>◇中小企業 相当額を3年間 (限度額:総額1億円)</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>新設、増設等に伴い本市の住民(雇用にあたり転入したものを含む)を新規に1年以上雇用した場合、1人あたり20万円を交付(1回限り)。ただし、新規雇用従業員が障害者の場合、1人あたり10万円を加算し、3年間交付</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
周南市 (1/3)	周南市企業立地促進条例 (H26.4.1)	<p>※「更新」の場合、生産の増強または製品の高付加価値化と、環境負荷の軽減が条件</p> <p><b>3 投下固定資産額</b></p> <p>(1) 製造業</p> <p>①大企業 5億円(2億5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>(2) 重点立地促進事業</p> <p>①大企業 1億円(5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>※投下固定資産の額のうち建物・償却資産取得額合計が( )内の金額以上であること</p>	<p>(限度額:2,000万円)</p> <p>※新規雇用従業員は、営業開始日前1年から営業開始日後2年の間に雇用した者であること</p> <p>※雇用開始日から交付申請日まで1年以上継続して雇用され、その間継続して本市に住所を有すること</p> <p>※市内の事業所における本市に住所を有する者の数が、営業開始日から交付申請日まで維持されていること</p> <p><b>○研究者集積奨励金</b></p> <p>研究所の新設、増設等に伴い本市に転入する研究者(新規雇用を含む)1人あたり50万円を交付 (限度額:5,000万円)</p> <p>※研究者は、研究開発に新たに専従する者であること</p> <p>※研究所への異動日が、営業開始日前1年から営業開始日後2年の間であること</p> <p>※異動日(異動後に転入した場合は転入日)から交付申請日まで1年以上継続して研究開発に専従し、その間継続して本市に住所を有すること</p> <p>※市内の事業所における本市に住所を有する研究者の数が、営業開始日から交付申請日まで維持されていること</p>
周南市 (2/3)	周南市本社機能移転等促進補助金交付要綱 (H28.4.1)	<p><b>○雇用奨励補助金・本社建物等整備奨励補助金・移転等賃借料奨励補助金</b></p> <p><b>1 対象者</b> 法人又は個人事業者(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業者を除く)</p> <p><b>2 対象事業</b></p> <p>(1) 拡充型 市内で本社機能業務を新設又は拡充する事業</p> <p>(2) 移転型 東京23区から本社機能業務を移転する事業</p> <p>※本社機能…企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発及び人材育成を行う機能。製造機能や営業及び販売機能等は含まない。</p> <p><b>3 事業要件</b> 本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能に従事する従業員が10人以上(中小企業は5人以上)増加すること</p>	<p><b>○雇用奨励補助金</b> 本市に転入する常用雇用者及び新規常用雇用者(本市に住所を有する者に限り)1人あたり50万円を交付。ただし、市内に転入する常用雇用者が東京23区からの場合は20万円を加算 (限度額:1社あたり7,000万円) ※上記常用雇用者純増を1年間継続した後に交付</p> <p><b>○本社建物等整備奨励補助金</b> 本社建物等の新設・増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付</p> <p>◇大企業 1/2相当額を2年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が2,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が1,000万円以上である場合に限る</p> <p>◇中小企業 相当額を3年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が1,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が500万円以上である場合に限る</p> <p><b>○移転等賃借料奨励補助金</b> 本社機能の拡充・移転に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を3年間交付 (限度額:150万円、ただし移転型の場合は200万円) ※賃貸借契約者間に資本上の親子関係が存在しない場合に限る ※既存市制度の重複補助はなし</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内 容
周南市 (3/3)	周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金交付要綱 (H24.11.1)	<p><b>○立地促進事業補助金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定の業種を営む事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融業、保険業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を除く)、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業、教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業(政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。)</li> <li>補助対象地域(徳山駅を中心とした特定の地域)の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること</li> <li>オフィス開設日時点で、新設オフィスで雇用している従業員が3名以上であること ※新規創業者またはクリエイティブ産業を営む事業者は一定条件を満たせば従業員要件は不要</li> <li>事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、新設オフィス賃借面積の2分の1以上であること</li> <li>市税の滞納がないこと</li> <li>公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと</li> </ol>	<p><b>○オフィス設置奨励金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇補助率:新設オフィスの賃借料1/2以内(限度額150万円/年)</li> <li>◇対象期間:オフィスの開設日の属する月の翌月から3年間</li> <li>◇対象経費: <ul style="list-style-type: none"> <li>①オフィスの賃借に要した経費</li> <li>②オフィス業務に必要な2台分までの駐車場の賃借に要した経費</li> </ul> </li> </ul> <p><b>○地元雇用奨励金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇補助額:新規雇用者1人あたり20万円(限度額200万円、初年度限り)</li> <li>◇対象者:従業員のうち、オフィス開設日の前後2か月以内に新規に雇用し、補助金交付申請書の提出日まで1年以上継続して雇用され、かつ、その間継続して本市に住所を有する者</li> </ul>
山陽小野田市 (1/2)	山陽小野田市工場設置奨励条例 (H29.3.8改正)	<p>対象業種:製造業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所(※小野田・楠企業団地に限り、製造業、電気、ガス・熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術研究、専門技術サービス業) (各奨励金共通)</p> <p>※企業グループ(会社法上の親会社、子会社等)についても対象</p> <p><b>○工場設置奨励金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇奨励金額 対象工場に係る固定資産税額の一部相当額分を3年間</li> <li>◇限度額 …各年度1億円</li> </ul> <p><b>○雇用奨励金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円(帰市就職者については20万円を加算)</li> <li>◇500人(中小企業は200人)を限度</li> </ul> <p><b>○工場設置奨励金・雇用奨励金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本市に工場を有しない者が、工場適地に工場を設置する場合</li> <li>市内に工場を有する者が、既存工場の生産活動を継続し、かつ常時使用する従業員として、新たに操業開始時に10人以上(中小企業5人以上)雇用する工場を工場適地に設置する場合</li> <li>市内に工場を有する者が、既存工場の全部を閉鎖して新たに工場適地に工場を設置する場合</li> </ol> <p>※上記のいずれかに該当し、かつ投下固定資産総額が3億円以上(中小企業は5,000万円以上)で市長が指定した者</p> <p><b>○用地取得奨励金</b></p> <p>※工場設置奨励金の要件に次の要件を加える</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>小野田・楠企業団地に工場用地を取得し、土地取得から3年以内に工場の操業を開始し、かつ、取得代金を完納すること</li> </ol>	<p><b>○用地取得奨励金</b></p> <p>用地取得額に40/100を乗じて得た額以内の額</p>

市町名	条例名 (制定年月日)	対象者の要件	内容
山陽小野田市 (1/2)	山陽小野田市工場設置奨励条例 (H29.3.8改正)	○従業員住宅新設奨励金 ※工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ⑤操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設すること	○従業員住宅新設奨励金 ◇奨励金額 対象住宅に係る固定資産税額相当額分を3年間
山陽小野田市 (2/2)	山陽小野田市工場設置資金融資条例 (H17.3.22)	▽工場設置資金融資 ※工場設置奨励条例に規定する指定事業者で次の要件を備えていること  ①市税等を完納していること ②事業計画が妥当で、貸付金の返済能力があると認められること ③銀行取引停止処分を受けていないもの	▽工場設置資金融資 ◇融資条件 ①限度額 …5,000万円以内 ②利率 …年2.2% ③期間 …10年以内 (据置2年) ④返済方法 …原則、月賦 償還 ⑤担保及び保証人 …貸付金融機関 所定の方法
和木町	和木町工場設置奨励条例 (H10.12.22)	○工場設置奨励金 工場 …物品の製造加工又は修理の事業の用に供するために必要な施設 ①投下固定資産の総額が5億円(中小企業は5,000万円)以上 ②増加する常用従業員の雇用が25人(中小企業者は2人)以上	○工場設置奨励金 ◇固定資産税相当額の範囲内 (3年度間の合計額は1億円を限度)
	和木町創業支援事業補助金交付要綱 (H28.2.26)	○創業支援事業補助金  1 空き店舗等の建物内において事業の主要業務を行うこと 2 小売業、飲食業、サービス業、その他集客が見込まれ町のにぎわい創出及びイメージアップにつながる業種であること 3 開業後、速やかに和木町商工会に加入すること	○創業支援事業補助金  改装工事費及び設備・器具・備品購入費経費の1/2以内 上限50万円  開業支援金 一律5万円  事業用施設に係る土地及び建物の賃借料 賃借料の1/2以内 月額上限5万円(6か月以上継続事業者に対し、2年間の補助を行う)
田布施町	田布施町企業立地促進条例 (H19.3.27)	○企業立地奨励金 1 対象事業(風俗営業に類するものを除く) 製造業、情報サービス業、旅館・ホテル(風俗関連営業に係るものを除く)、自然科学研究所  2 事業所の設置 ①新設 ②増設(事業規模の拡大を目的とし、新規雇用従業員が5名以上いるもの) ③移転(新規雇用従業員が1名以上いるもの) ※事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。 ※新規雇用従業員とは、立地に伴い新たに雇用される正規従業員であって、次のいずれにも該当する者をいう ・新事業所の操業開始前1年から操業開始後6月までの間に雇用され、雇用時から引き続き本町に住所を有する者(外国人を除く) ・雇用時の年齢が満40歳未満の者  3 投下固定資産総額(賃借・リース含む) ・総額5千万円以上、かつ建物及び償却資産の合計が2千万円以上	○企業立地奨励金 ◇固定資産税相当額の範囲内 (奨励措置期間は3年度間。 ただし、次の要件を満たす場合には5年度間。[4年目以降は半額]) ・対象業種…製造業 ・立地形態…新設・増設 ・投下固定資産投資総額 …1億円以上、かつ建物及び償却資産の合計が5千万円以上 ・立地場所…工場適地 ・新規雇用従業員…30人以上

当制度のお問い合わせは、各市町担当部課へ